

## 【松川キヌヨ議員】

私は、無所属の会の松川キヌヨです。通告に従い、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

県立病院の改革について質問をさせていただきます。

県立病院は、県民のための病院であるがゆえに赤字になるとして、毎年一般会計から約 90 億円程度の繰入金が必要とされています。当たり前だということでしょうか。

そして、県立病院経営は絶対に黒字にならないという思い込みが公然とまかり通っております。その上、15 ある県立病院のうち、基幹病院以外は医師不足である。どうしたら地域の人たちが安心して毎日が過ごせるのだろうか。

私は、3月より市町村合併による市町村議会の増員選挙のため、何とか女性議員の方々に入りたい、元気を出していただきたいと県下を回りました。

その中で、不採算地区病院のある地域の方々から、地域から病院の火を絶やさないようにしてくださいと必死のお願いがありました。しかし、県立病院が良質な県民医療を効率的・継続的に提供していくためには、安定した経営基盤と医療提供体制が必要であると思うのです。

以下、何点か質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 番目としまして、去る3月28日には、有識者を構成員とした県立病院改革検討会議の報告を踏まえて、病院累積赤字が過去最高の359億円となった中で、2007年には単年度収支黒字化を目指す中期収支計画達成は極めて難しい状況だと思います。特に新潟県中越大地震により十日町病院では施設に大きな被害を受け、4億2,000万円の赤字を抱えました。

また、県立15病院の総収益は、患者数の減少や院外処方拡大で前年度比18億2,000万円の減で、699億6,000万円、総費用は退職手当金など給与が増加したものの、薬品費の増加など16億2,000万円減の719億6,000万円。また、患者数は、在日数の短縮などで、入院が1万8,000人減の119万9,000人。外来は、薬剤投与期間延長の定着や診療日数の減少などで10万9,000人減の220万8,000人になったことは大変厳しい結果を突きつけられたと思います。赤字額の最も大きい吉田病院におきましては5億4,000万円で、ほかに加茂、坂町、十日町病院があることから、新知事として経営形態に踏み込んだ病院改革の方向性を急速に示すべきだと私は思いますので、御所見をお伺いいたします。

2 番目に、以前私たちは、福岡県へ福岡県立病院の民営化などの状況視察に行っていました。福岡県では、県立病院として存続の必要性に乏しい4病院については経営移譲、県立病院として継続することが求められている病院については公設民営化にすることとし、本年4月に2病院が移譲、1病院が公設民営、ほかは将来的に移譲とされました。

このように思い切った方向性を出さない限り、慢性的な県立病院の赤字から抜け出せないと思います。新知事の思い切った決断で民間移譲などの早急な検討が必要であり、移譲のための条件整備の検討も必要なのではないかと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

先日、町立巻病院が希望価格6割で譲渡がなされました。県立のよさはいっぱいありますが、企業としてのやり方の中で、県民に対してもっとすばらしい医療の提供の方法もあるのではないかと私は思います。

経営感覚がすばらしい泉田知事にあらましましては先を読まれました、病院施設の証券化についてもお考えがあられるのではないのでしょうか。

3 番目としまして、県立病院における人件費の割合は62.8%で、厚生連の病院は54.9%であり、先日、長岡赤十字病院をお訪ねしましたときにお聞かせいただきました長岡赤十字病院の人件費率は、51%であるということをお聞きしました。人件費だけに特化するのではないのですが、私は避けて通れない問題だと思います。

知事は、5月12日の新潟日報に「同じサービスを提供する民間病院から、県立病院の人件費が高いため、要員確保に支障を来している」と聞いている。官が民業を圧迫している面がある」と述べられておられます。私は、やはり不採算地区病院を担っている以上、やむを得ない部分はあるとは申せ、人件費の抑制は避けて通れない課題と思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

4 番目としまして、地域医療病院である妙高、松代、柿崎、加茂、津川、坂町の6病院の何カ所から、何とか病院を残してほしいという要望をお聞きしました。しかし、医師不足が深刻になり、人口10万人に対して176.5人と、全国平均における206.1人に対して大きく下回っている状態である。

そして、医師不足から診療体制を縮小、休廃止を余儀なくされている状況は、基幹病院のサテライト病

院とし、医師の派遣や経営の一体化を進めていく効率的な取り組みも必要でないかと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

5番目に私は、平成15年12月にも質問しましたが、県立吉田病院の子供の心と体の外来というように、役割の見直しに当たって専門医療に特化した取り組みも特に必要と思われるます。

先日私たちは、滋賀県立病院で認知症について専門的にやっておられる病院を視察させていただきました。そして、県立だからできると申されておられましたように、新潟県立では精神医療センター、がんセンター新潟病院、瀬波病院というように、役割の見直しに当たって、専門医療に特化した取り組みも必要であると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

6番目に、経営改善の具体策として、医薬分業、給食業務の外注化、警備・清掃業務の委託、病院事務職の派遣など、どうしても県立病院だから県職員でなければならないというようなことではないかと思えます。外部委託の一層の推進が重要だと思われるますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、今ほど小島議員の質問の中にもありましたように、知事は今回3人の民間の登用をされたようですが、埼玉県立病院では平成14年に病院事業管理者に武弘道さんという外部からの人材を局長に登用されました。そして、一挙に8億円の黒字を出されたという経緯もありますので、またお考えをいただければありがたいと思えます。

次に、にいがた緑の百年物語についてお聞きいたします。

1番目に、栃尾市の半蔵金というところに行つてまいりました。10月23日の大震災により、山が2つに割れ、地すべりが起き、山肌があらわにあらわれ、赤土の断面もそのまま、今草も生えないままになっている状態となっております。

「いつになったら緑いっぱいになるのだろう」と道を案内してくれた人が、ふと漏らしておりました。私たちの大切な土地をもう一度復活させ、緑いっぱいの我が村の大切な風景を絶対に失いたくない、人々は心の中でそれぞれ思っているに違いないのです。これこそが緑を守る環境問題にも通ずるのではないのでしょうか。

これは、たまたま新潟県中越大地震の関係で半蔵金でのことでしたが、私たちはこの地震が起きる前から、山を緑にしようと呼びかけながら、子供たちとともに山に出かけ、木を植え、下草を刈り、自分の寄附した苗木を植え、名前を書き、その棒を苗木の支柱として何本もの苗木を毎年春に植えてまいりました。

子供会の活動として、子供とともに山に入ります。その山も、地元の方々からの協力で山を貸していただき、そして運動を展開し、子供たちも自然の中で思いっきり遊び、虫や蛇をとり、山を駆けめぐっているのです。

県民総ぐるみで緑を大切にしていかなければならないと思うのです。そして、大勢の人々が参加してきたから、もうこの問題は終わったと言えないのではないのでしょうか。予算も半分にカットされました。雪が消えた後のこの大地をもう一度復活させなければなりません私は思うのです。

ようやく育った木を植え、森を守ろうという子供たちや地区の方々の気持ちを「頑張ろう新潟」の力としなければなりませんと思うのです。若木（子供）を育てるのが私たちの大切な仕事です。

そこで、質問をさせていただきます。先日、知事は、新聞に「緑の百年物語は、今後は民間主導の県民運動で」という方針を述べられたようですが、この運動は細く長く取り組むことがポイントであると思ふのです。まして、この震災を踏まえ、多くの山の木々に大きな被害が生じました。構わないでければ木も草も生えて、表面は緑に覆われると思ふますが、今後、緑化事業が100年間継続していくための県の役割について、知事のお考えをお聞きいたします。

2番目として、私たちは学校の子供たちに少しでも豊かな心と優しい心を持たせたいと、15年前長岡市の川崎小学校に学校の森づくり事業を展開し、子供たちが大変喜ばれ、また地域の住民やボランティアとの交流も図られ、大変好評な取り組みと評価されました。その上、県の御協力を得て、すぐわきの栖吉川に水辺空間をつくり、子供たちが川の植生を勉強できる場所も10年前につくりました。

このことを提唱されました山之内義一郎先生を中心にこの運動は県下に広がり、そして日本のみならず、韓国からも賛同された方々の訪問が続きました。これらは、子供たちにより影響を示していると思ふのです。知事は、学校教育における緑化運動の重要性についてどのように認識されておられますか、お聞きいたします。

3番目に、この大震災を期にして、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会が被災地の緑の復興を目的に取り組んでいる活動を今こそ緑の復興と題した新たなテーマを設定し、緑化推進運動に取り組んだらいかがなものでしょうか。それこそ子供たちも参加することにより、力強くあすの新潟県をつくる力となるのではないのでしょうか。

にいがた緑の百年物語では、この震災が起きて、たった今復興に取りかからねばならないのではない

のでしょうか。今すぐ緑の復興を県民総ぐるみでやろうではありませんか。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、生涯学習の推進についてをお尋ねいたします。

知事も生涯学習という言葉をよく耳にされて、御存じのことと思います。生涯学習については、揺りかごから墓場まで、いつでもどこでもだれでもが学べる生涯学習社会を築いていくことが大変難しくなっている現代でございます。今こそ県民一人一人が生きがいのある充実した人生を送るために、健康的、精神的、文化的、さらには社会的な活動を通じて学び、みずからを向上させることが大きな価値を見出すことと思います。

平成 15 年 12 月定例会において私は質問させていただきました。我が新潟県におきましては、生涯学習の推進に当たっては生涯学習センターを中心として、図書館、大学の教育機関、公民館、団体サークルのネットワーク化の中で進められていると確信しております。

新潟市では、すばらしい生涯学習センタークロスパルにいがたが 5 月にオープンしました。しかし、我が県は県立図書館の中にささやかに生涯学習センターが位置しております。知事は、生涯学習の推進についてどのように考えておられるのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

2 番目に、生涯学習の 1 つの例として、今、リカレント教育、高齢者大学がとても評判がよく、大変多くの方が学んでおられます。その上、終了された皆様がサークルをつくり、2 年間で学んでこられたことによる知識を磨かれ、勉強されたことを公民館で発表されたり、講師として、そしてまた地域で社会貢献されて、とても生き生きとしておられます。

現在の生涯学習推進プランは、平成 5 年に策定され、既に 12 年もたっております。これは、21 世紀初頭の目標としてつくられました。そして、平成 15 年の質問の際の教育長の御答弁では、「見直しを視野に入れて検討していきたい」と申されておられました。生涯学習推進プランのこれまでの成果と課題についてお聞きしたいと思います。

3 番目としまして、生涯学習推進プランにおいて、世の中が大変早く、激しく変化しております。県民の皆様の指南をするべき計画が、生涯学習の基本的方向については変化がないので、見直しの必要はないともこの平成 15 年の答弁で教育長はおっしゃっておられました。

私は思うのですが、この上、市町村合併があったり、そして役割分担の整理や情報通信技術の進歩による社会環境の変化の対応が急務となっております。各地区の公民館のあり方もまた問題でございます。そしてまた、公民館の充実が必要と思われれます。早急に現行の生涯学習推進プランの見直し、新たな計画が必要と思われれますが、お考えを聞かせてください。

県立図書館資料購入費が、平成 15 年度の予算では 6,770 万円、平成 16 年度では半分の 3,380 万円になり、これは総務文教委員会でも質問されていたことです。平成 17 年度には少し上がりまして、3,700 万円となりました。県立の図書館として必要な本も集められないという声も聞かれております。これでよいのでしょうか。

ちなみに、平成 16 年度の新潟市の図書館資料購入費は 1 億 116 万円です。長岡市は、9,360 万円も盛っております。県立で 3,000 万円ほどの予算しかないのは、高知県と愛媛県、ほかにちょっとあるほどでしょうかありません。その上、入館者、貸し出し人数、貸し出し冊数が毎年減少していることは、とても残念なことと思います。県立図書館の地の利も悪いこともあります。生涯学習の大切な拠点であります。今後の県立図書館はどうあるべきなのでしょう。

市町村合併により、市町村立図書館の機能の充実やエリアの拡大がされている中で、また予算も厳しい状況の中で、今後、県立図書館についての知事の評価と今後のあり方をお聞かせください。

図書館の基本方針の中で、県民への均一かつ高度な資料・情報の提供を基本とする図書館運営を行うこととされておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

県立図書館の最も重要な仕事として、市町村や利用者の多様なニーズに応じた貸し出しやレファレンスが必要であると思いますが、県立図書館は各市町村図書館への支援が大きな役割であると思うのですが、資料もそろえられぬ、蔵書も市町村図書館の方がよいものをそろえているということで、今後県立図書館はどのような取り組みをなされるのでしょうか、もう一度お尋ねいたします。

次の項目としまして、新潟県中越大地震の宅地災害について質問させていただきます。

昨年 10 月 23 日の悪夢からおよそ 8 カ月たちました。本当につらい長い毎日で、これからどうしようという思いだけが重くのしかかっております。昨日も長岡市乙吉地区鶴ヶ丘団地の方から、「家は全壊で、まだまだ避難勧告は解除されず、応急修理をしようにも建築会社は来てくれず、どうしてよいかかわらない」と相談がありました。やはりこれも大変な宅地災害を受けておられました。

12 月定例会でも、高町団地の宅地災害について質問させていただきました。そのときの御答弁では、現行制度ではどこまでできるか、改めて現場の話を聞いてしっかりと検討したいと述べられ、県として何

らかの対応策を検討する考えもされておられました。そして、被災者生活再建支援法の適用などにより、できる限りの支援を行ってまいりますということでした。

知事は、損壊した家屋の補償については、開発業者と被災者の当事者間で司法上解決される課題だともお話しされました。これは、長岡市だけの問題ではないのです。

その後、市道は阪神・淡路大震災の以降に広まった補強土壁工法で締め固める土に、一定間隔で補強材をかませて、摩擦力を高め、耐震性をアップさせるという方法でやっており、被災擁壁の補強も着手し始めました。しかし、宅地については何も方向が出ず、困っている状態です。5月には地区として復興決起大会を開き、町内会が復興に向け、思いを一つにして頑張っております。

そこで、宅地防災対策や被災時の支援措置が課題となっておりますが、県として国に対してどのように働きかけを行ったのでしょうか。また、長岡市の高町団地などの宅地被害に対してどのような支援措置を講じられたのでしょうか、お聞きします。

これこそが新潟から発信する復興の新潟モデルの実現として全国のマニュアルとなることと思いますので、どうぞよろしくお聞きします。

以上で質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお聞きいたします。(拍手)

## 【泉田裕彦知事】

松川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、病院改革の方向についてであります。塚野議員にお答えしたとおりでございますけれども、基本は県民の皆様の安全・安心を確保できるという体制をつくって、医療の質を向上させていくことが第一であると考えております。その上で、安定的かつ持続性のある医療供給体制を確立をしていくということが必要だと考えております。

そのため、議員御指摘のとおり、経営形態にも踏み込んだ再編・統合などの改革も視野に入れる必要があると考えております。ただ、その場合、方向性は県が一方向的に決めるというものではなく、やはり地域の中での医療体制をトータルの中でどういうふうにしていくのかという、地元のコンセンサスを得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、県立病院の民間移譲等についてであります。

移譲等の時期、相手方などさまざまな対応が考えられ、一律に方向性というものが決まるということではないと思っています。

やはりこれもそれぞれの地域の中での議論、そして地元での合意、コンセンサス、こういうものをまず確立をした上で対応していく必要があると思っています。県といたしましては、それに必要な条件整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、人件費の問題でございます。

議員御指摘のとおり、県立病院経営上の重要な課題の一つ、これが人件費にあると考えております。

この問題を論じる場合に、あわせてどのように県民の皆様に対して質の高い安全な医療を提供していくかということも同時に考える必要があると思っています。また、医療従事者の確保についても考える必要があると思っています。

給与だけでいいますと、新潟県は全国的に見ても大変高い、個別の水準としても高い水準にあります。給与を出しても人が集まらないという現実があるわけでございます。

これは、人材の確保のためには給与だけではなくて、例えば地域医療病院において不足をしている医師確保に対して、症例研究の機会、キャリアパスを含めた魅力的なプログラム、つまり来ていただくお医者さんにとってメリットのあるような医療体制、これはあわせて高度な、また質の高い医療を提供することになりますので、地元の皆様にとってもメリットのある体制ということだと思っています。

こういうプログラムを提供する中で、病院経営のあり方あわせて考えていくことが、結果的に医療の質の向上、そして地域医療の充実につながっていくということだと思っています。安定的な経営の確保ということも念頭に置きながら地域医療の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、地域医療病院のサテライト病院化についてでございます。

基幹的な病院に医師を配置し、そこから地域医療病院に派遣をするという考え方について、これは地域だけではなくて、新潟市内との関係においてもそのようなことが言えるのかもしれませんが、実際、現場からそのような声をお聞きしております。医師の確保、地域における診療機能の維持、これに大変有効な政策ではないかというふうに考えております。今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

す。

また、病院の一体化につきましても患者を相互に紹介したり、また高額医療機器を共同利用する、さらに診療材料の共同購入ということを通して効率的な運営に資するものであると認識をいたしております。

次に、専門医療に特化をした取り組みということでございますが、近年県内各病院も特色を生かした病院経営を行ってきていると考えております。県立病院が民間病院と競合しながら経営するというのが本当にいいのかという、そこは疑問であろうというふうに考えております。

したがいまして、専門医療につきましても、民と官の役割分担、医療資源の効率的配置、活用を踏まえた対応を考えていきたいと考えております。

次に、外部委託の推進についてであります。

これまでも医事業務のほか、看護補助業務、それから中央材料室の滅菌業務等可能な部分から外部委託を進めてきております。

昨年11月には病院局外部委託推進方針を新たに策定をして、法令上外部委託の可能なものについて一層の推進を図っていくということにしたところでございます。

次に、緑化の推進と緑の復興についてお答えをいたします。

きょう、松川議員の服装を見て、何を訴えたいのかということをよく認識させていただきました。

緑の百年物語緑化事業についてでございます。緑化運動の開始から5年目ということでございます。運動の母体となっている社団法人の活動に参画する団体、グループ、個人も多数に上っていると認識をいたしております。

今後は民間主導の形に移行して、この運動に参画されている多くの人たちの熱意、創意工夫、これが緑化運動として、県民運動として継続的に発展していくということを期待しているところでございます。

県といたしましては、森林、都市公園の整備など緑化にかかわる事業を積極的に進めてまいりたいと思っております。

県の役割といたしましては、こういう民間活動をコーディネートしていく、またサポートをしていくということが重要だろうというふうに認識をいたしております。決して任せっきりということにしないというふうに対応をしたいと思っております。

官と民が役割分担をしながら、一部の人たちだけではなくて、県民全体に広がっていく運動として県全体の緑化運動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育における緑化活動の重要性についてであります。

次代を担う子供たちが、日ごろから身近な自然に触れ合うことは大変大切なことだと思っております。特に都会で成長したお子さん方は、なかなか自然に触れ合う機会がないということでございます。豊かな心をはぐくみ、地球環境に理解を深めるためにも大変よい機会ではないかと考えております。

現在、教育活動の一環として、学校の森づくりなどの緑化活動に取り組んでいる学校では自然をテーマに地域と一体となった取り組みを進めております。さまざまな教育効果を上げていると聞いております。このような取り組みはふるさとの宝になるものと信じております。

次に、被災地における緑化への取り組みについてであります。

このたびの災害におきまして、県民の共有財産である貴重な森林が被災し、その多面的機能や景観への影響が懸念をされるところであります。

このため、県といたしましては治山事業を積極的に導入をし、県土の保全を図るとともに、早期緑化に向けた植栽を行うこととして、森林機能の回復に努めていきたいと考えております。

また、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会では、平成17年度から災害復興緑の支援事業を行っておられると承知しております。被災地における地域住民やボランティア団体等が行う県民参加の植樹活動を支援をいたしております。

県といたしまして、同委員会と連携しながら緑豊かで安全・安心な県土の復興に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の推進についてお答えをいたします。

生涯学習の推進の基本的な考え方でございますが、社会の変化に対応して、活力ある新潟県を創造するために、県民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるということは、大変重要なことだと思っております。

先ほども触れましたけれども、長野県では男性の平均寿命が全国でトップになっております。これは、ふだんの生涯学習の中で25%の方は健康関連を選択をされていることがあるようでございます。健康関連、みずからの健康を守っていく、さらに地域を健康にしていくということは、殊に生涯学習個人にとっただけではなくて、社会、コミュニティーにとっても大変意義の深いという事柄であると考えております。

す。

この生涯学習社会がしっかりと形成をされていくということが重要な事柄であると考えております。

県といたしましては、生涯学習の推進に向けて、県民の高度・多様な学習ニーズに対応していくために、学習機会の拡充と情報提供を行うということをしてまいりたいと思っております。

ハードの整備だけということではないのだろうと思っております。全県に1カ所あればいいということではなくて、地域で学べるということが、やはり網羅的に体制として整備をされていかなければならないのだろうという認識を持っているところでございます。

したがいまして、指導者の養成を行うことを通じて市町村の生涯学習推進体制の整備を支援していくということが重要なポイントであろうと思っております。こういうことを通じまして、地域社会の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、生涯学習のあり方も含めまして、人づくりのあり方をどのようにしていくのか、特に日本全体で見ても、無資源国ということでございます。一番重要なのは人ということでございます。

この人づくりについては、現在各部局に分散をしております。教育委員会であったり、文書私学課であったり、さらに産業労働部の一部の中にも人づくりにかかわる機能が分散をしているという状況でございます。

人づくりにかかわる政策を包括的に企画・立案できる体制の整備について検討をまいりたいと考えております。

次に、県立図書館の評価と今後のあり方についてであります。

議員御指摘のとおり、私も図書館資料購入費を見て、こんなに減らしていいのかと衝撃を受けたところでございます。何でそうなったのかというと、県のマネジメントの仕組みというのがあるのだろうと思っております。

すなわち各部局にキャップをはめるという中で予算査定が行われてくるということになると、一番切りやすいところが図書館資料費だったのではないかと思います。要は全体として図書館をどういうふうに応用していくのかという議論も、やはり必要なのではないかと考えています。

ある県では、新潟県のように市町村がカバーできない機能を県立でカバーするという発想ではなくて、県立図書館に行けば子供と遊ばせながら、大学生のボランティアとお話をして教育、学習をできるようなスペースも用意し、新聞も読め、インターネットを通じているんなところにもアクセスができて、また、無料のバスを運行して、図書館に毎日通ってくる人もいるというような県民サービスを主体とした図書館を運用しているところもございます。

新潟県の場合は、そういう発想とは違って、市町村の図書館をサポートするということですので、どうやら直接県民が利用するというよりも、サポート機能に撤するという意思決定が以前にあって、現在のような形態になっているようでございます。

県立図書館のあり方について、例えば学術面でのサポートということであれば、大学の図書館の方が充実しているわけでございますし、そことの連携ということも考えなければいけません。本当に市町村の図書館をサポートをするというやり方でいいのかどうか、その場合に今のような図書館資料費でいいのかどうかという点も含めて、ぜひ1度広く御議論をいただいた方がいいのではないかなという感想を持っているところでございます。

いずれにいたしましても、県立図書館は、文化遺産としての郷土資料、国際化の観点から、環日本海関係の資料の収集、保存にも努めているところでございます。こういう機能のあり方も含めて県民の教育と文化の発展、県民サービスの向上、それと役割分担を考えてまいりたいと、また皆様方からの御意見を拝聴したいと考えております。

## 【大口弘人危機管理監（防災局長）】

それでは、2点お答えをいたします。

まず、家屋の被害認定に対する県の対応であります。

家屋の被害認定調査は、被災者が各種の支援を受ける際に必要な被災証明書を市町村長等が発行するために行うものであります。地方自治法に定める固有の事務と規定されております。調査は、建築士等の専門家と市町村職員が一組となって、段階を踏んで調査をしていると聞いております。

県といたしましては、市町村に対しまして、国が示した住家の被害認定基準運用指針の説明会の開催、

あるいはマニュアル等の資料の提供、他県を含めた応援職員のおっせんなどの支援を行ったほか、今後とも被災者に対しまして調査の進め方を十分説明し、理解を得、的確な調査が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援及び住宅応急修理制度の最高額の支援を受けられる被災者についてでございますが、7.13水害の事例を考えますと、被災世帯の約5割が収入額500万円以下の世帯であったことから、このたびの大震災でも、12月7日現在で半壊以上の被害を受けました1万2,155世帯の約5割は、被害程度に応じて定めました最高の支援額を受けられるものと推定をいたしております。

以上です。

## 【木下恵夫土木部長】

新潟県中越大震災の宅地災害についてお答えをいたします。

宅地の防災対策に係る国への要望と宅地被害に対する支援措置についてでありますけれども、今回の宅地被害を受けまして、県では震災直後に国に対しまして被災宅地のがけ崩れ等の復旧に係る特例措置の適用を要望し、さらにこの6月には宅地防災の技術基準や支援策の確立を要望したところでございます。

また、宅地被害に対する支援措置につきましては、道路などに隣接した宅地被害には災害復旧事業を活用し、宅地擁壁等の被害には災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件の特例により対応しております。また、新潟県中越大震災復興基金の事業といたしまして、宅地復旧を含む資金の借り入れに対する利子補給、融資困難者に対する工事補助などを行っているところであります。

以上でございます。

## 【武藤克己教育長】

それでは、生涯学習に関する御質問にお答えします。

まず、生涯学習推進プランの成果と課題についてであります。本プランは平成5年3月に策定し、市町村、高等教育機関、関係団体等と連携し、施策を総合的・計画的に推進してきたところであります。

この間、学習情報提供システム、ラ・ラ・ネットへの平成16年度のアクセス数は16万件を超え、また県、大学等が県民に提供している学習講座、いきいき県民カレッジの平成16年度参加者は延べ7万人余りと年々増加してきております。また、市町村においても、講座等の開設数・受講者数とも増加するなど、着実に成果が上がってきております。

しかしながら、ことし実施した、生涯学習に関する県民ニーズ調査によれば、学習の機会に関する情報や多様な分野にわたる学習機会の提供が求められていることから、指導者の養成・確保を図りながらこれらの課題に対応していく必要があると考えております。

次に、県の生涯学習推進プランの見直しについてであります。策定から10年を経て、市町村合併の進展や情報通信技術の進歩など、生涯学習を取り巻く社会環境や県民の意識も変化してきておりますことから、見直しを視野に入れて、多様な角度から県生涯学習審議会での今後の新潟県の生涯学習推進のあり方について議論をいただいているところであります。

次に、県立図書館の役割を踏まえた今後の取り組みについてであります。県立図書館では市町村立図書館に対する支援の観点から資料の貸し出し及びレファレンスとともに、市町村立図書館職員を対象とした研修や図書館運営に関する訪問相談などの支援を実施してまいりました。

特に最近では、レファレンスの回答事例のデータベース化や県内公立図書館の所蔵資料が一元的に検索できるシステムのホームページ上での提供により市町村立図書館との連携を強化し、県民サービスの向上に努めております。

今後とも県立図書館の役割を踏まえ、市町村立図書館等との連絡調整を密にしながら、全県的な図書館サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

以上です。

## 【松川キヌヨ議員】

2点質問させていただきます。

先ほど県立病院の移譲についてお話をさせていただきました。私は平成11年に議員になりましたが、厚生環境委員をずっとさせていただきまして、病院局関係の審査をさせていただいて7年目になります。以来、ずっと赤字、赤字、赤字で来ておりました。そんな中で、もうそろそろ具体的な方向を出してもいいのではないかなとも思います。

そこで、新しくかわられた知事は、すごく意欲的な知事でいらっしゃると思いますので、今度は方向が出るのではないかなと思っておりましたが、やっぱり地域との関連をよく見てからとおっしゃいますけれども、それにしても、もうそろそろ考える方向ではないかなと思います。

といいますのは、福岡県の県立病院を視察しまして、もう5年もたっております。そういう形の中から、もう5年もたっていれば、新潟県の県立病院も赤字が継続しているわけですので、そろそろ方向が出るのではないかなと思いますので、大体いつごろというような感覚がありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、今ほどの新潟県中越大震災の宅地災害でございますが、災害関連緊急傾斜地崩落対策事業等の採択要件の特例とか、いろいろな支援措置の方向が出ているかと思いますが、これは災害査定として認められる部分になるのでしょうか、その点だけ1つ聞かせてください。

## 【泉田裕彦知事】

県立病院改革についてでございます。

これは、いつまでも放置しておいても大丈夫という課題であるとは認識しておりません。したがって、どこかの段階で今後も安心してこの病院を運営できると県民の皆様が見てもらえるような体制に持っていく必要があると思っております。

しかしながら、今ここでいつまでということとは言えない状況でございます。なるべく早く安心していただけるような方向性を出してまいりたいと考えております。

## 【木下恵夫土木部長】

再質問にお答えをいたしますが、先ほど言いました災害復旧事業につきましては、災害復旧の査定方針の中で、河川、道路と一体に機能する民間のり面保護工の被災について、今回これを採択可能とするということでございます。

さらに、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業は、これは補助事業でございます、補助事業の採択事例の特例措置ということで認められているものでございます。

以上でございます。